

令和 3 年度予算編成方針について

1 国内経済情勢等

わが国の経済状況は、先に内閣府がとりまとめた「月例経済報告」によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある」とされています。

インバウンド需要の減少、世界経済の下振れを背景とした輸出の大幅減少においては、各国の経済活動再開の足取りは鈍く、貿易活動の回復には時間を要するほか、インバウンド需要についても感染拡大防止のための入国規制等により、今後も厳しい状況が予想され、大幅な低下をみた国内の消費活動についても、緊急事態宣言の解除後においては外出自粛の緩和などを背景に個人消費の持ち直しがみられるものの、消費マインド、雇用・所得環境の悪化に加え、新型コロナウイルス感染症の終息がいまだ見通せず、長期化も予想されるなか、感染症流行前の水準を下回る状態は長期化し、令和 2 年度の実質 GDP 成長率は前年比マイナス 6.0%と戦後最悪のマイナス幅を更新するとの見方もあり、コロナ禍における今後の経済動向は予断を許さない状況にあるといえます。

2 国政の動向等

こうした予断を許さない景気動向のなかにあつて、国は 7 月 17 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」、いわゆる「骨太の方針」を閣議決定し、新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題であることから「国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く」「新たな日常の実現」を大きな柱として、今後の政府対応の大きな方向性に重点を置いたものとしつつ、前年の方針に掲げた項目で、今回の方針にないものについても引き続き着実に実施するとしています。

また、令和 2 年度第 1 次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」及び第 2 次補正予算の速やかな実行を図るとともに、前出の「月例経済報告」では「政策の基本的態度」として、決してデフレに戻さないとの決意をもって、新型コロナウイルスの感染対策と経済活動の両立により雇用の確保、事業の継続を図り国民生活を守り抜くとしています。さらに、感染症によって明らかになったデジタル化などの新たな目標について規制改革など集中的な改革、必要な投資を行い、再び力強い経済成長を実現するとし、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」等に基づき政策目標とそのスケジュール等を示す実行計画を本年度末までに策定するとしています。

令和 3 年度の国の概算要求においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で原資と

なる税収が減少することから、地方交付税の出口ベースで前年度予算比3,949億円、2.4%減の16兆1,933億円としています。また、地方税収も大幅な落ち込みが見込まれることから、不足する財源は臨時財政対策債の増発（同3兆6,568億円増の6兆7,966億円）により賄うこととし、地方の一般財源総額については前年度の地方財政計画と同水準を確保するとしています。いわゆる「赤字地方債」に頼る予算編成を強いられるという非常に厳しい状況となっているといえます。

3 本町の財政状況等

このような状況のもと、本町の財政状況を見てみると、平成31年度決算における財政健全化判断の各比率は全て健全段階にあるものの、70%程度が妥当とされている経常収支比率については、平成29年度に90%を超えて以降90%台前半で推移するなど、支出面における財政の硬直化が一層激しさを増していることに加え、自主財源に乏しく、収入の約7割において地方交付税をはじめとする国や北海道から交付される依存財源に頼っている現状から、依然として脆弱な財政構造であると言わざるを得ません。

本年10月末現在における令和3年度の財政見込みでは、歳入においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による地方税収入の減少が見込まれていることに加え、地方交付税においても国税収入の減少、令和2年度に実施される国勢調査の影響などにより大幅な減少が見込まれており、一般財源の確保は以前にも増して厳しい状況にあります。

歳出面では、近年、集中的に整備を進めてきた学校耐震改修事業、公営住宅建設事業のほか、平成28～29年に実施した大雨災害に伴う災害復旧事業の償還開始により公債費が増高しているほか、少子高齢化に伴う社会保障や各種施策の実施に伴う扶助的な経費も右肩上がりとなっているなど、義務的経費の増加が顕著になっている一方で、人口減少社会を見据え、自立した地域を維持していくための地域振興や人口減少への対応、多発する自然災害に対する応急・恒久的対策をはじめ、老朽化している公共インフラの長寿命化、公共施設の改築など様々な課題に対応するための継続的な財政需要も想定しなければなりません。

中でも、令和7年度の竣工をめざす上富良野町立病院の建て替えについては、平成15年に償還が始まった国営土地改良事業負担金に匹敵する過去最大規模の投資額となることが想定されており、それらの建設財源として発行する地方債の償還財源の確保は喫緊の課題となっています。令和3年度を含め償還開始までの数年間において歳出の圧縮を図り、償還財源を捻出するとともに、健全性を維持する財政構造の構築が急務となっています。

4 令和3年度の予算編成

令和3年度においては各種経費の見直しにより財政構造のスリム化を図るとともに、第6次上富良野町総合計画に掲げた目指すべきまちづくりの方向性を見据えた実効ある政策の実行と財源の確保、将来の財政規律を担保する予算編成が求められています。

また、町民との協働の視点に立った行政運営を推し進め、町民生活の実情を把握しつつ、第6次上富良野町総合計画に定めた将来像である「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」の実現に向け、各事務事業の評価・検証をもとに政策の優先性

を判断し、事業の取捨選択と効率的な執行を図るとともに、それぞれの事務事業が限られた経費で最大の効果をもたらすよう予算に反映していかなければなりません。

このようなことから、各課の自主性・自立性の確保と職員一人ひとりの自治体経営意識の向上、事業の見直しによるスクラップ&ビルドの確実な推進を目的とし「予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）」については、原則継続していくとともに、事務事業評価制度による政策評価に基づく予算編成作業を行い、目指してきた町の姿と現状を比較、検討のうえ、より高い行政効果を発揮できる予算編成を進めることとします。

以上の基本方針を踏まえ、予算編成に当たっての基本的な考えを示し、次のとおり取り組むこととします。

[予算編成の基本的な考え方]

1 第6次上富良野町総合計画の目標達成を見据えた取り組み

令和3年度においては、第6次総合計画10ヵ年の3年次にあたり、計画に掲げられた目指すべきまちの姿の実現に向け、町民への説明責任と時代の要請に応えるよう、令和3年度に実施すべき事業を厳選すること。

中でも、前期5年間に重点的に取り組むとした「健康・福祉のまちづくりプロジェクト」「かみふらの産業活性化プロジェクト」「未来を拓く人材育成プロジェクト」「地域防災力向上プロジェクト」の4つの重点プロジェクトについては、事業費や財源などに配慮しつつ、掲げられた各施策の着実な推進が図られる予算内容とすること。

2 自治基本条例と行政運営の原則

まちづくりの基本原則を「情報共有」「参画と協働」「自助・共助・公助」と定めた上富良野町自治基本条例に基づき、「情報共有」⇒「住民参画」⇒「協働」が繰り返し実践されることによる「自助・共助・公助」の相互補完の体制構築を目指し、町民の生活実態を十分把握した上で、それらが反映されるようそれぞれの事務事業について不断の見直しを行うこと。

また、新たな施策・行政サービスの実施や既存施策の拡充にあたっては「公助」のみならず、地域のマンパワーを含めた様々な資源を活用するとともに、他の施策と総合的に連動することで、より効果的な事業内容となるよう検討すること。

3 地方創生に向けた地域経済の活性化・地域資源の活用の推進等

令和2年2月に策定した「第2期上富良野町人口ビジョン」に掲げた「2045年に7,300人程度の人口を確保」との将来人口展望を踏まえ、「第2期上富良野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた4つの基本目標「これからの上富良野を見据えたしごとづくり、ひとづくり」「人をひきつけ、好きになってもらうまちづくり」「すべての世代が希望を持ち、安心して暮らし、活躍できるまちづくり」「ずっと住んでいなくなる、時代に対応したまちづくり」を念頭に、各施策の着実な推進を図ること。

未だ終息の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症による影響の実態把握に継続して取り組むとともに、地域住民や地域経済の活力維持・向上を意識した施策、事業の

実施を図ること。地域の活力創出に向けては、組織横断的に取り組んでいく協調態勢が重要となることから、組織内での意識と情報を共有するとともに、人的、物的を問わず、地域に潜在するあらゆる資源を最大限活用することはもとより、教育・文化、環境、福祉、保健・医療など、必ずしも経済活動に直結しない分野における施策についても、そこから派生する経済効果などを常に意識し、実施手法等の改善、再構築を行うこと。

4 行財政の改革・改善

健全な財政基盤の維持、効率的、効果的な行政運営に向け、「上富良野町政運営推進プラン」を基本とし、政策調整会議による事務事業評価結果、人事評価制度に基づき定める組織目標を踏まえ、これまでの取り組みの成果及び内容を精査しながら、不断の改革・改善を進めること。

5 持続可能な財政構造の再構築

本町の目指すべき財政構造は、これまでの「財政調整のための基金に頼らない収支均衡の取れた財政構造」を基本とする姿勢に変わりはなく、現時点での令和3年度以降の財政見込みにおいても大幅な収支改善等が見込めないなか、当面する行政課題に対応するには、引き続き厳しい状況の中で財政運営を行っていくこととなる。

超高齢化・人口減少社会の到来が現実のものとなっており、今後も自然増が見込まれる社会保障費はもとより、老朽化が進む公共インフラの長寿命化、公共施設の建て替えや大規模改修、さらには目前に迫っている上富良野町立病院の建て替えには多くの財政出動が予定されている。「身の丈にあった財政規模による行政運営」を基本に、真に必要な事業を厳選するなど事務事業全般にわたり「選択と集中」を進め、持続可能な安定した財政構造の再構築を進める。

6 予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）及び事務事業評価

各課の自主性・自立性の確保と職員の自治体経営意識の向上、事業の見直しによるスクラップ&ビルドの促進などを目的に、各課に一定の財源を配分する「予算枠配分方式（各課自立型予算編成方式）」を原則継続することから、各課においてはそれぞれの予算編成権に基づき、限られた財源の効果的・効率的活用に向けて課・班内での調整を十分に行い、配分された枠内において、課内自立型の予算編成に取り組むこと（各課の配分額については別紙のとおり）。なお、予算要求にあたっては枠配分対象額のみならず、扶助費をはじめとする義務的経費と合わせて、既決政策事業についても漫然と継続することなく、見直しを含め検討を加えること。

新規事業（既決政策においても、内容を大きく見直す場合を含む。）については原則、政策調整会議において事前評価を行うこととしていることから、事前評価に付したうえで予算要求すること。

なお、枠配分を続けてきたことで各課に委ねてきた枠内予算の要求内容、計上状況把握のため、本年度においては「総務課長審査」を実施するので、経費の単価や対象数などの積算根拠、前年度の予算執行率などについて検討、精査のうえ要求すること。なお、新規の政策的・投資的経費については副町長、町長の各段階において査定することとし、

それら以外の新規の物件費等(次年度においては枠配分対象額となる経費)については、総務課長審査において説明を求めるので内容等を精査のうえ要求すること。

[予算編成留意事項]

1 基本事項

- (1) 前述の「予算編成の基本的な考え方」の各項目を着実に推進し、予算にその効果を反映すること。
また、年度途中の補正については、制度改革に伴うものや災害経費など真に止むを得ないもののみ対象とすること。
- (2) 国においては「経済再生と財政健全化」を最重要課題としており、歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の重点化を図るとの方針に基づき予算要求が行われています。
そのため既存事業の見直し等の大幅な制度改革が予想されることから、国の動向を十分注視し情報収集に努め、制度改革等を念頭に確実に財源が見込まれるものを要求するとともに、新たな制度への対応など、遺漏のないよう対応すること。
- (3) 国・道の補助制度に基づく事務事業は、適正な地方負担額を見積もり、町単独での上乗せ的な負担は原則認めないものとする。
- (4) 事務事業の評価結果に基づき、各所管における事務事業の改善を図ること。
- (5) 議会の予算・決算審査及び監査委員の意見については、十分に検討を加え、改善を図ること。
- (6) 町民ポストをはじめ、町民の皆様からいただいた意見や要望については、十分に検討を加え対応すること。
- (7) 特定目的基金については、特定の目的を達成するための貴重な財源であることから、その支消の考え方を明確化すること。特に、ふるさと納税制度による寄附については、ふるさと応援基金をはじめ、寄附者の意向に沿った基金へ積立てているので、その意向に沿った活用を図ること。

2 歳入に関すること

歳入は、決算見込み額で計上すること。また、自主財源の確保を確実に図るとともに、国・道支出金などの特定財源を効率的に活用すること。

- (1) 町税は、今後の経済情勢の推移や国の税制改正の動向を十分見極めた上で見積もるとともに、徴収率の高水準の維持と向上により一層努めること。
- (2) 使用料・手数料等については、社会経済動向を的確に把握するとともに管理経費や他市町村の状況等を把握するなど料金水準の一層の適正化に努めること。
- (3) 国・道支出金については、その施策や制度の改廃等に十分注意を払い、適正額で見積もること。
- (4) 町債については、適債性を確保するため財政管理班と十分協議した上で、適正額を見積もるとともに、財政措置のある地方債メニューの活用にも努めること。

3 歳出に関すること

歳出については、最小の経費で最大の効果をもたらすよう費用対効果の視点に立って、不断の見直しを図ること。

また、決算時において、多額の不要額が生じないように、歳入同様決算見込み額で計上すること。

- (1) 補助事業の事務費の計上にあたっては、まず人件費（職員給与費）を最優先に充当した上で、さらに役務費、借上料、需用費などの経費を適正に見積もること。
- (2) 義務的経費、経常的経費ともに、制度の改廃等に留意の上、事業内容を精査するものとするとともに「自然増」「当然増」を過大に見込まないこと。
- (3) 投資的事業等※1（ソフト事業を含めた新規事業等の事前評価実施事案を含む。）については、実施計画の要望事業について取りまとめたところであり、政策調整会議等での協議を含め、別途管理して総合調整を図る。
- (4) 旅費については、すべて積み上げ積算すること。
特に、日当不支給地域以外の出張については、原則公共交通機関を利用するよう積算すること。
- (5) 町の単独の補助施策として予算を計上する場合は、補助金交付要綱などの根拠に基づくものであること。
- (6) その他については、別紙「令和3年度予算要求における留意事項」に基づいて、見積もること。

※1 事前に取りまとめた実施計画の要望事業（ソフト事業を含む。）及び事業を実施することにより更に高い行政効果等が期待できる新規事業（ソフト事業を含む。）で原則事務事業評価に付する事業

4 特別会計、企業会計、広域連合に関する事項

- (1) 特別会計については、前記までの項目に準じて見積もりを行い、収支の均衡に努めるとともに、効率的な会計運営に努めること。
また、会計間の負担区分については、「一般会計と他会計との負担区分」に基づき要求すること。
- (2) 企業会計については、その性格を十分認識して一層の合理化、効率化を徹底し、独立採算原則の視点に立った会計運営に努めること。
- (3) 富良野地区広域連合の負担金（上富良野消防署・給食センター）については、前記までの項目に準じて見積りを行うとともに、連合事務局と調整を図ること。
- (4) 他会計等への繰入金・負担金については、義務的経費として分類しているが、当該繰入金充当先事業については、一般会計における枠配分対象経費と同様となるものがあることから、一般会計上における枠配分率を踏襲すること。

5 予算見積書等の提出期限

- (1) 提出(入力)期限 令和2年11月27日（金）（期日厳守）
- (2) 提出先及び部数 総務課 財政管理班 各1部
- (3) 提出書類
① 令和3年度 歳入見積書総括表

- ② 令和3年度 歳出見積書総括表
- ③ 様式第1号 令和3年度 予算編成の基本的な考え方と重点施策等の概要
- ④ 様式第2号 令和3年度 予算見積額チェック表
- ⑤ 様式第3号 令和3年度 事務事業調書
- ⑥ 様式第4号 令和3年度 既決政策的事業調書
- ⑦ 様式第5号 令和3年度 債務負担行為見積書
- ⑧ 繰出基準調書（特別会計・企業会計のみ）
- ⑨ 富良野広域連合（上富良野消防署・給食センターのみ）予算内訳書

※ 様式は「共通資料¥0001 財政¥と_当初予算関係¥R03-当初予算関係¥様式第1～5号」に所蔵しております。

各提出書類については決裁のうえ課単位で提出して下さい。

また、各様式（第2号を除く。）については、共通資料¥0001 財政¥と_当初予算関係¥R03-当初予算関係¥様式提出」にファイルを保存して下さい。

6 予算査定等の日程及び範囲

(1) 所管課における予算1次入力及び所属長審査日程

「予算枠配分方式」を強化徹底していくことから、各所管においては、本予算入力前に「所属長審査」を実施し、配分を受けた範囲内かつ前年度決算及び決算見込を勘案した予算編成がなされているかを審査してください。

枠内予算のほか、3（3）に掲げる投資的事業等を予算要求するには、原則政策調整会議において事務事業評価を実施しなければならないことから、「事務事業評価調書(事前評価)（上富良野町事務事業評価実施要綱第5条関係）」の未提出がないか最終確認をして下さい。

※各課においては、予算枠配分額内に調整した後、本予算入力し本要求となります。

① 予算1次入力期間：令和2年10月19日（月）～11月19日（木）

② 所属長審査日程：令和2年11月19日（木）～

(2) 本予算要求額の入力及び要求内容の精査

入力期間：令和2年11月19日（木）～11月27日（金）

精査期間：令和2年11月30日（月）～12月9日（水）

(3) 総務課長審査（説明者：主幹）：詳細日程については後日通知

日 程：令和2年12月18日（金）～12月24日（金）予定

範 囲：政策的経費（投資的事業等、既決政策経費）以外

(4) 副町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知

日 程：令和2年12月28日（月）～令和3年1月13日（金）予定

範 囲：主要事業、政策的経費（投資的事業等、既決政策経費）など

(5) 町長査定（説明者：課長）：詳細日程については後日通知

日 程：令和3年1月18日（月）～1月26日（火）予定

範 囲：政策的経費（投資的事業等、既決政策経費）、副町長査定で指定した経費